

電気の子メーターをご使用の皆さん

証明用電気計器(子メーター)の有効期限が過ぎていませんか？

証明用電気計器とは、貸しビル・アパート等、一括して電力会社に支払った電気料金を各テナント等の電気の使用量に応じて、配分するために用いられるメーターをいいます。計量法（第 16 条）では、「検定を受けたもの・有効期限内のもの」でなければ、取引又は証明における計量に使用してはならないことになっています。

これらに違反した場合には、計量法に罰則規定があります。当事者間のトラブルを未然に防ぐためにも、計量法に遵守されることをお願いします。

計量法による電気の子メーターの検定有効期限を確認する立入検査は、行政機関自身（各地方自治体の計量検定所、計量検査所）によって行われています。民間その他の機関が経済産業省や日本電気計器検定所の指導や委託等を受けて調査や立入検査を行うことはありません。

有効期限は、検定ラベル、基準適合ラベルで確認できます。

ラベル

検定ラベル



2019 年 1 月 1 日より、有効期限が和暦表記から西暦表記へ変更

有効期限：2035 年 5 月を示す。



平成 30 年 12 月 31 日迄は、有効期限が和暦表記

有効期限：平成 40 年 12 月を示す。

基準適合ラベル



封印キャップ

検定証印



平成 28 年 4 月より、検定証の表示は、検定証印だけに変更



平成 28 年 3 月迄の検定証表記

有効期限：平成 38 年 3 月を示す。

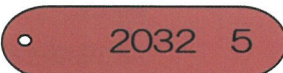
基準適合封印キャップ



変成器付計器の有効期限は検定票に表示しています。



検定票（ファイバー）



有効期限：2032 年 5 月を示す。

ファイバー（茶色）：有効期間 7 年
ファイバー（灰色）：有効期間 5 年

検定証印



合成樹脂製

Q：有効期限はどこを見れば分かりますか？

A：単独計器は検定ラベル又は基準適合ラベルに、変成器付計器は検定票に表示しています。

① 検定ラベル又は基準適合ラベルの場合(単独計器)

電気メーターのカバー正面に貼付された白地ラベルに、有効期限(西暦表記)を表示しています。

② 検定票の場合(変成器付計器)

電気メーターの正面に向かって右側のネジに取り付けられているファイバー製の検定票に有効期限(西暦表記)を刻印しています。

Q：有効期限が近づいた電気メーターはどうするのですか？

A：検定済みの新品又は修理品の計器に取り替える方法と、今まで使用していた計器を修理して検定を受ける方法があります。最寄りの電気工事店又は製造事業者並びに修理事業者にご相談ください。

詳しくは、日本電気計器検定所にお問い合わせください。

Q：子メーターを違反して使用した場合はどうなりますか？

A：計量法第172条で、「6か月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」となっていますが、当事者間のトラブルの要因となりますので、法を遵守されるようお願いします。

計量法・検定（証明用電気計器）についてのお問い合わせ

経済産業省 中国経済産業局 資源エネルギー環境部

電力・ガス事業課

TEL (082) 224-5736

日本電気計器検定所 中国支社

TEL (082) 503-1252



中国地区証明用電気計器対策委員会

子メーター使用の適正化を図ることを目的に以下の機関で構成し、活動しています。

中国経済産業局 資源エネルギー環境部

広島県 商工労働局 中小企業支援課

広島市 経済観光局 経済企画課 計量検査所

中国電力ネットワーク株式会社

中国計器工業株式会社

一般財団法人 中国電気保安協会

一般社団法人 中国電気管理技術者協会

一般社団法人 日本電設工業協会 中国支部

全中国電気工事組合連合会

中国地方電気工事業協同組合

中国ビルディング協会

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会

東光東芝メーターシステムズ株式会社

富士電機株式会社

三菱電機株式会社

大崎電気工業株式会社

埼玉エンジニアリング株式会社

栄和電機株式会社

日本電気計器検定所 中国支社（事務局）